

第2回 世田谷区本庁舎等設計者審査委員会
会議録

世 田 谷 区

第2回 世田谷区本庁舎等設計者審査委員会 会議録

■開催日時：平成29年2月12日（日）14時30分～17時40分

■開催場所：世田谷区役所第1庁舎5階庁議室

■出席委員：6名（50音順（正副委員長除く））

深尾精一委員長、岩村和夫委員、勝又英明委員、出口敦委員、
蓑茂壽太郎委員、目黒公郎委員

■欠席委員：1名

青山侑副委員長

■事務局他

板垣副区長、岡田総務部長、松村施設営繕担当部長、秋山庁舎計画担当課長、
窪松公共施設マネジメント推進課長、青木施設営繕第二課長、他9名

■公開・非公開の別：非公開

■議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 参加資格について

(2) 一次審査について

(3) 二次審査について

3. 閉会

発言者	発言内容
委員長	<p>それでは時間でございますので第2回世田谷区本庁舎等設計者審査委員会を開催致します。今日もよろしくお願い致します。今日は4時半までの予定ですがその後ご予約のある方はいらっしゃいますでしょうか。議題が盛りだくさんですので効率よく進めたいとは思いますがよろしくお願い致します。青山副委員長はご欠席と連絡をいただいておりますのでご了承下さい。でははじめに事務局から配布資料の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の配付資料についてですが、次第の下に、資料一覧表をお付けしておりますので、こちらでご確認をお願い致します。本日は【資料1】から【資料17】までの資料がございます。資料の数が多くなっておりますが、よろしいでしょうか。なお、前回、公開することとした第1回審査委員会資料及び議事の要旨につきましては、2月7日（火）より区ホームページで公開させていただいております。配付資料の確認につきましては、以上となります。</p>
委員長	<p>それでは最初に【資料1】の事業方式について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回の設計者選定については、基本構想に記載のとおり、世田谷区本庁舎等整備に係る事業方式を「設計・施工分離発注方式」によることを前提として進めていただくこととしておりますが、改めまして【資料1】により、これまでの区における議論をご報告申し上げますので、委員のご確認をお願いしたいと思います。一昨年に策定した「基本構想中間のまとめ」以降、事業方式について検討してきた結果、主に記載の理由で「設計・施工分離方式」を採用することとしました。PFI事業方式を採用しない理由としまして、1)～4)に示しております。昨年、区民参加で実施した検討委員会では、PFIに取り組むべきとの区民意見もございましたけれども、主に3)の理由で従来の設計・施工分離方式をとるべきとの結論に至ったところでございます。また2番目にDB方式を採用しない理由の記載がございます。昨今、事業方式も多様化してきておりDB方式についても検討しましたが、この方式により、コスト縮減や工期短縮などを図ることができる可能性もありますが、本事業は敷地条件等から必ずしも高度、特殊なノウハウがなければ建設できない条件であるとまではいえず、一方、DB方式については、設計段階での発注者の要望や区民意見等の柔軟な対応、プロセスの公開性などに課題があるという認識のもと、事業方式については、設計施工分離方式を採用し、これを前提として設計者の選定を進めることとしたところでございます。今回は基本設計を担当する設計者の選定プロポーザルということで、引き続き実施設計についても担当していただくことを想定しながら、改めて基本設計以降の契約についてもする形で進めたいと考えているところでございます。この件につきましてご確認いただき、ご意見、ご指摘等あればお願い致します。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。ただ今事務局からご説明いただきました設計施工分離発注方式としていて、PFI事業方式を採用しない理由、DB方式を採用しない理由のご説明がありましたけれども、ご質問、ご意見はございますでしょうか。書かれている理由もごもっともなことだと思いますし、基本構想でそうなっているということですので特段のご意見がなければこの審査委員会でも設計施工分離方式を前提として審議を進めることとしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>

委員長	ありがとうございます。では次の議題に入りたいと思います。前回議論されたことも含めて、【資料2】から【資料4】まで事務局からご説明をお願いします。
事務局	【資料2】設計者選定プロセス詳細（案）をご覧ください。第1回審査委員会で概ねご承認を得た区民意見聴取プロセスに基づき追加をし、また、各段階におけるプロセスの詳細を追加した資料となります。本日の議論により、変更が生じた場合には、改めてお示しするものでございます。赤枠・赤字が第1回審査委員会の資料から更新した部分になりますので、プロポーザルの流れに沿い、ご説明させていただきます。一点目としましては、プロポーザル公告後、参加表明書の提示を求めることとしたこととございます。二点目としましては、質疑回答のプロセスを参加表明書、一次応募資料、二次応募資料の提出時期に合わせて、3段階に分け受け付けるものとし、記載したこととございます。三点目としましては、一次審査通過者提案書の公表・展示、二次提案資料の公表・展示を加えたこととございます。四点目としましては、二次応募資料締め切り直後に事前質疑資料作成を加えたこととございます。五点目は、公開プレゼンテーション・ヒアリングの前に区民意見聴取を加えたこととございます。本日も用意させていただきました資料は、これらの考え方に基づいたものになってございます。詳細については後ほど別資料でご説明させていただきます。次に審査委員会スケジュールに関し、ご説明致します。【資料3】審査委員会スケジュールをご覧ください。第1回審査委員会で第4回審査委員会の日程についてご了承いただきましたので資料を更新しております。【資料4】設計者選定スケジュールに関し、ご説明致します。本資料につきましては、第4回審査委員会日程の確定、参加表明書の提出、一次提案書、二次提案書の公開など、【資料2】に合わせて更新したものでございます。スケジュール全体の期間などについては第1回審査委員会でご確認いただいたものからの更新はございません。私からは、以上となります。
委員長	ありがとうございました。前回は既に出ていた資料の更新部分のご説明でしたが、ご質問、ご意見はございますでしょうか。
委員	【資料2】で一次審査通過者の技術提案資料の公表・展示とありますが、これはちょっと珍しいと思いましたのでその理由と、二次提案資料の公表・展示もされるわけですから他者の案も確認できるというわけですね。他者の案を参考にしながら案を変えていくということが可能なわけですね。その理由を教えてください。
事務局	後ほど【資料11】でご用意しておりますのでそちらで議論いただいでよろしいでしょうか。
委員	わかりました。
委員長	前回は逆の観点からいろんな案を加えた提案というのも良いのではないかとご意見がありましたし、後ほど議論をしたいと思えます。他には何かありますでしょうか。よろしいですか。では本題となります。まず参加資格について事務局から説明をお願いします。
事務局	はい、ではまず【資料5-1】応募資格審査の検討に関する資料（案）をご覧ください。応募資格審査に関し、『A.（仮）事前確認方式』、『B.（仮）一次審査時確認方式』の二つの案を、設計JVの組成と併せて検討・比較しております。A案の事前確認方式は、世田谷区におけるプロポーザル時に通常行われている方式です。一次提案資料提出前に、応募者の企業としての資格のみ記載した参加表明書を求

め、応募資格があるかを確認するものでございます。設計 JV においては原則として参加表明書提出時までに、「代表構成員」、「構成員」の名称を記載することとしますが、設計 JV の組成検討時間確保を考慮しまして、単独で参加表明書を提出し資格を得た応募者が、一次提案資料提出までに代表構成員に設計 JV を組成し応募することは認めるものとします。設計 JV 協定書も一次提案資料提出に合わせ、提出していただきます。A 案のフロー図を示しております。次に B 案の一次審査時確認方式でございませぬ。次ページをご覧ください。応募資格を持つか否かは自ら判断頂き、一次審査書類提出時に参加表明書を求める方式です。一次審査書類提出時に、応募者の、設計 JV を含む企業、及び技術者資格・実績、設計 JV 協定書、技術提案を求め、二次審査提出者を選定する方式としております。B 案のフロー図を示しております。最後に応募資格審査方式の比較を行っております。A 案の事前確認方式は、参加表明書提出までに単体企業、設計 JV での応募の意思決定が必要となりますが、単独で参加表明書を提出した後に、応募者が代表構成員となり設計 JV を組成し、応募することは可能としまして、設計 JV 組成検討期間を確保することに配慮しております。また、事前に資格審査が行われるため、資格を満足していない企業が、技術者実績資料や一次提案書を作りこむことがありませんので提案者の負担は少ないと考えております。B 案の一次審査時確認方式は、単体企業、設計 JV の組成検討は一次応募までなので比較的十分な期間ができると考えます。一方で、企業体としての資格を満たしていなかった場合、一次提案書の作成が無駄になるということが考えられます。事務局としては、参加表明時の資格審査資料も項目は少ないので作成の負担も大きくはないことから、応募書類の提出日程を十分に考慮した上で、「A. (仮) 事前確認方式」が望ましいと考えております。引き続き、只今ご説明いたしました参加表明書の書式について、ご説明致します。続きまして

【資料 5-2】 参加表明書書式 (案) をご覧ください。単体企業用と設計共同企業体用の二つを準備しております。参加資格として確認するのは、①地方自治法施行令における規制、②入札参加禁止又は指名停止の措置の規制、③東京電子自治体共同運営サービスの共同運営格付、④一級建築士事務所登録に関する確認、以上の四点のみでございませぬ。なお設計共同企業体の場合のみ、すべての構成員の名前を記載するものとしております。また、協力事務所の名前はこの段階では記載しないものとしております。2 点目としまして、参加資格についてご説明します。**【資料 6-1】** 参加資格検討資料 (案) でございませぬ。赤字が、第 1 回審査委員会のご議論を踏まえて更新したものでございませぬ。今回、2) において、設計者に求める資質にコスト管理能力を追加しました。今回の事業は、区として 400 億円以上の費用を投入するものであり、コストに関する視点は、非常に重要なものであり、追加したものであります。また、単体企業の欄に (△) をつけたものは、単体企業での参加でも協力事務所の協力を得ることか可能ですので、協力事務所と組んだ際の資格要件を表したものになります。また、前回「主体的に」とはどういうことか、エビデンスは取るのかとのご意見がありました。資料の一番下にアスタリスクで記載しております。『設計業務に主体的に携わった経験』とは、管理技術者、建築総合あるいは意匠担当主任技術者として配置されたことを示します。業務の実績は契約書、配置技術者届、若しくは PUBDIS の写しを求め事務局にて確認できるものと考えております。**【資料 6-2】** 共同企業体、協力事務所の考え方でございませぬ。設計 JV の構成員、協力事務所の参加資格についての基本方針を記載しております。まず構成

員出資比率に関してですが、建設工事の場合、国の基準がありますが、設計に関してはありません。今回は構成員の数は制限せず、企業側、代表構成員の責任でございしますが、出資比率としても制限はせず、共同企業体協定書を提出していただくことで考えております。構成員については、単独参加、他のJVにおける代表構成員、構成員、他の提案者の協力事務所になることを制限します。また、協力事務所については、単独参加、他のJVにおける代表構成員、構成員になることを制限しますが、管理技術者、建築総合分野を除き、他の参加者の協力事務所になることは制限しないこととします。

【資料6-3】参加資格についてですが、前回、委員の皆さまから条件とした理由についての根拠を説明してくださいとのご意見をいただきました。それらの理由を、事務局としてまとめたものでございます。まず、東京電子自治体共同運営格付1位から100位としたことについてでございます。参加者の財務健全性や業務遂行能力を図る指標として、東京電子自治体共同運営格付を利用します。世田谷区では学校改築設計の発注に際し、同程度の参加資格を定めて発注をしており、今回の本庁舎等整備についても、同程度の財務健全性と業務遂行能力を担保する必要があると考えております。次に8,000㎡以上の地方自治体の庁舎の実績を問うことについてでございます。【資料6-3】の1をご覧ください。公共工事の設計者選定プロポーザルでは対象建物の床面積の半分以上を実績要件としている例が見受けられます。今回の建物は庁舎、区民会館、駐車場を含むと68,000㎡あり、その半分となりますと、その規模から実績を有する設計者は非常に限られることとなります。そこで、業務遂行能力を担保するための面積要件として、幅広い設計者から最適な設計者を選ぶ観点から、自治体庁舎の面積規模の調査から、町・村の庁舎面積の上限に当たる値を参考に8,000㎡を基準としました。なお、今回の事業は、議場を含む自治体の庁舎であり、自治体等の庁舎実績としています。次にホールにおける客席数500席以上の実績を問うことについては、【資料6-3】の2をご覧ください。庁舎の設計プロポーザル事例において、床面積は計画建物の半分程度を実績資格としている例が多く、ホール担当主任技術者に求める実績資格についても、同様の考え方を取り入れ、計画客席数上限の半分の「500席」としました。文化庁の実績資料によれば、劇場・音楽堂の約7割が500席以上であり、十分な数の資格者の応募が可能と想定しております。下に描いてある円グラフがそちらを示しています。最後に実績の年度を問わないことについてでございますが、資料はございませんが口頭でご説明致します。東京電子自治体共同運営格付の中で、過去の実績も含めた審査をしており、100位以内に最近実績がない事業者が含まれることは想定されないこと、また実績は担当となる管理技術者や建築総合主任技術者等、人に対して求めていますので、事業者としての実績の年度は問わないものとしております。続きまして【資料6-4】の表の一番下の欄「審査委員との関係による参加の制限」をご覧ください。これまでに、本庁舎の設計者についてプロポーザルを実施しました、自治体の実施要領から抜粋をしております。「資本面において関連がある者」につきましては委員からもご意見をいただいておりますが、今回は設計ということもあり、また資本面において、発行株式総数の100分の50の保有はだめで、100分の30がいいのはなぜかという点についても明確な理由がなく、事務局としては、清瀬市、府中市、新発田市等と同様の参加制限の考え方としたいと考えております。具体的には、応募者への参加制限として、審査委員会委員及びその家族、審

	<p>査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている組織に所属する者、審査委員会委員が大学に所属する場合において、その審査委員会委員の研究室に現に所属する者、世田谷区役所の組織に所属する者と考えております。</p> <p>また、下から 2 段落目の建設業者関係者が含まれた場合の入札制限等でございますが、まず、前回ご議論がありましたとおり、今回のプロポーザルへの参加は、参加資格に合致すれば、可能としますが、他自治体の例と同様に、本設計業務に係る工事の入札に参加し又は工事を請け負うことができなくなるということが、事務局としては、よろしいかと考えますが、議論いただければと思います。説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。【資料5-1】、【資料5-2】についてまずご質問、ご意見をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。私から資料5-1について、Aの文章の「代表構成員に設計JVを組成し応募することは認めることとする。」というのが日本語としてわかりにくくて、後ろの説明の方は「代表構成員となり設計JVを組成し」となっています。「てにおは」が少し丁寧になっていて、裏面の説明の方が適切かと思えます。その場合【資料5-2】の資料の表の方の、単体企業として出しておいたけれども後でJVを組みたいと言った場合も認めるということですね。</p>
事務局	<p>そう考えております。</p>
委員長	<p>最初から設計共同企業体として出さなくてもよいということで、その場合の書式は決めておくのですか。</p>
事務局	<p>はい、これから考えたいと思います。</p>
委員	<p>【資料 6-1】で「4月1日若しくは5月1日時点で100位以内」ということで、少し増やしたいとお考えのことですが、一ヶ月程度で100位の順序は入れ替わるものなのですか。</p>
事務局	<p>毎月25日までに、東京電子自治体共同運営サービスに参加したいという方々の受付をしておりますし、その審査をし、翌月1日にそれが反映されることとなります。ちょうど決算時期になりますので大きく変わる可能性がありますので4月1日に100位以内でも5月1日に100位以内でなくなる、またその逆の場合もありうるのをこのようにさせていただいています。</p>
委員長	<p>これまで東京都の格付に登録はしてなかったけれども、世田谷区で本プロポーザルがあるということで登録したいという設計事業者が、4月には間に合わなかったけれども5月の時点では登録されているということがありうるのですね。</p>
事務局	<p>4月17日の公告を見て、例えば北海道の有力な設計事業者が、これまで東京には行かなかったけど、今回格付けに入ろうと4月25日までに手続きをしていたら、5月1日の時点では100位以内に入る可能性があり、その影響で4月1日に100位だった設計事業者が105位になる可能性もありますが、両方を認めようという主旨でございます。</p>
委員長	<p>最後に言われたことを認めておかないと、公告後に他の事業者が入ってきてうちは4月時点では98位で参加していたのに、という応募者が救われるようにという考えですね。</p>
委員	<p>それから、「概ね半分」という基準をホールの客席数では採用していますが、面積実績では違う基準を用いていますね。これによって応募できる企業の数が大きく変わってくるのでしょうか。</p>

事務局	先ほどの面積が半分という、大きな事務所しかいなくなってしまうと思われ ます。8,000㎡程度にすると20~30者くらいは対象となるのではないかと考えま す。
委員長	あと当然、普通だと半分でやっているのにこんなに面積実績を減らして技術職そ の他、平気なのかというご心配も出てくるかと思いますが、それに関しては組織 を選ぶのと人を選ぶという面があって管理技術者・主任技術者を登録するので、 その人があるレベルかという方が重要な面もあり、そちらで担保されるというこ とだと思います。二重に網を掛けているというか参加資格を狙っていて、この組 織としての面積要件は少し低くしているけれども、技術者の経験はチェックする ので担保されるであろうということだと思います。
委員	そもそも論ですが、この審査委員会は設計者審査委員会となっていて、参加表明 書を見ると基本設計業務委託とあります。実施設計者はどう決めるのかという説 明はされるのですか。
事務局	最初のプロポーザル説明書に書いておかなければならないと思います。基本設計 をお願いし、業務遂行状況が良ければ実施設計もお願いする可能性があるという ような書き方になろうかと思います。
委員	設計者審査委員会となっているので、通常だと実施設計も含まれると思います。 我々はそのつもりで選ぶのですか。
事務局	基本的にはそのつもりでいます。世田谷区の場合、基本と実施設計を分けて通常 は契約していて、基本設計が終わったときに引き続き委託するという考え方でい ます。
委員	その場合、我々はどのような観点で選べば良いのですか。実施設計まで含まれると いう前提で選ぶのですか。
委員長	たぶんその前提で、実施設計もやっていただく組織・人を選ぶということですが、 区として我々委員会に期待されていることは、基本設計が終わった段階で変 えざるを得ないような人はなるべく選ばないで下さい。という依頼をされている ということだと思います。
事務局	そういう意味では実施設計の職務をきちんと遂行できる能力を持つ人を選んでい ただければと思います。
委員長	それは業務実施方針を見て選ぶということです。
委員	監理業務はどのようなのですか。
事務局	世田谷区では通常は、実施設計者が工事監理もしています。
委員長	プロポーザル説明書等にどう書くかは次回の審議事項とさせていただいてよろし いでしょうか。
委員	わかりました。
委員長	他にいかかでしょうか。
委員	資料5-2裏面の③100位以内の一級建築士事務所というのは代表構成員のみが 100位以内ということでしょうか。
事務局	代表構成員だけでよろしいです。
委員	【資料6-2】ですが、構成員になったときに、協力事務所として重複をチェック することになるかと思いますが、それは今回の事前確認方式を採ったときに、参

	加表明書を出します。それを資料2によると審査委員会は確認せずに事務局が確認するのですよね。その返し方として参加表明書の段階では協力事務所までは入れないで返すのですか。
事務局	そのように考えております。
委員	そうすると第一次提案が出てきたときに重複があったかどうかはわかるわけです。そこで重複があれば失格とするのですか。両方の案を失格とすることになるのですか。
事務局	おっしゃったとおり、一次の締切のときには協力事務所の一覧を出させることになると思いますのでそのときにチェックをするのですが、そこで全部を失格にするのか、協力事務所のところを調整してもらえば両案ともよしとするのか、まさに議論をいただきたいところです。
委員	第4回の審査委員会のときに審査できれば良いのか、第3回と4回の中に事務局がそれを判断することになっているので、ある程度判断基準を作ってほしいのですが。あるいは行政指導的な感じで重複しているからどちらかにしてくださいみたいな考え方ですか。
委員長	協力事務所は重複していても良い部分もあります。
委員	構造事務所とか結構出してくる可能性があります。
委員長	【資料6-2】の案でも重複していても良いけれども、構成員になってはいけないということなので。
委員	第4回の審査委員会のときに出てくれば我々で議論できるけれども、その前に判断されてしまうと審査委員会は確認できません。
事務局	先程言ったように一次提案で出てきたときにそれを確認して、参加者が調整していただけるのであれば、その上で受け付けるという基本ルールにしておくというのもひとつの案かと思います。
委員長	国でいう対話というようなことをしていただいて、それは提出したものを変えないものとして審査するのではない。一番心配なのは、あとからJV参加を認めるので協力事務所のつもりがJV構成員にどこかを加えた途端に、他の協力事務所になれなくなるけど、他者はそこを当てにしていたのに、というようなことになると変なことになるということでしょうね。何らかの形で代表企業へJVを組む方にそのことを十分チェックしてくださいと説明するものを用意して、公告をするときの参考資料としてご用意いただくということでしょうか。
委員	【資料5-1】の下の段で、「企業資格審査 一次審査提出者選定」とあって、矢印が伸びているんですが、この矢印の意味が結局「選定」とあるので、ここで事務局が判断して選定をされて通知を出すということでしょうか。
委員長	「選定」というより「決定」じゃないですかね。下の方は選定ですけどね。委員会が関与しないで選定という言葉は適切でないと思います。
委員	【資料6-1】の表で、単体企業の(△)が付いていますね。これを表で読めるようにした方が良いのではないですか。協力事務所があれば良いということですね。それを説明なしに表で読めるようにしておかないといけないと思います。
委員長	ありがとうございます。そこは私も申し上げようと思っていました。まず【資料5-1】、【資料5-2】について、事務局としてはAの事前確認方式でどうかというこ

	とですが、事前確認方式でよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	相当努力をされた結果、受付けないというのも申し訳ないと思いますので、それでは事前確認方式でいくということを決めたいと思います。ありがとうございます。それから【資料6-1】から【資料6-4】についてご意見、ご質問いかがでしょうか。
委員	【資料6-1】の下の方に「多目的ホール」と書いてありますね。他では「ホール」と書いてありますが、その使い分けには何か意味がありますか。委員、多目的ホールというあまり音響的に優れたイメージがありませんがいかがでしょうか。
委員	今はそのようなことはないです。
委員長	多目的でもすごく音響的に良いものを求めるということは、より高い技術を求めるということですよ。
事務局	基本構想の中で世田谷区民会館の整備方針というところがありまして、「多様な区民活動に対応できる多目的ホールとする」ということが書かれています。これが1つ。ただし一方で舞台のところでは「音楽利用に配慮した可動式音響反射板の設置を検討する」と書いてありますので、多目的だけれども音楽的にも利用ができるという表現としております。
委員長	はい、ありがとうございます。基本構想に則ってこの委員会は進めるということではよろしいでしょうか。
委員	わかりました。
委員	【資料6-2】ですが、協力事務所の再委託先というところで想定される再委託業務の中にはデザインをお願いするということも出てくると思います。意匠設計が結構入ってくるのではないかと思います。
事務局	意匠は【資料6-1】の2)2「一級建築士資格を有する建築総合主任技術者を配置すること」のところ、協力事務所は「一」にしておりまして、今のところ建築総合主任技術者の協力事務所への再委託は認めない方向で考えておりますがいかがでしょうか。
委員長	今、委員がおっしゃったのは、マンション等でファサードデザインだけデザイナーに頼むということが最近多いので、外国の有名建築家にデザインだけしてもらおうとか、インテリアデザイン、エントランスホールだけ頼むとか、そういうデザインという意味です。それは昨今大いにありえますので、協力事務所としてそういうことがあって当然よろしいかと思います。
事務局	建築総合でなければ、認めるものと考えます。
委員	総合に想定される再委託業務で総合設計と書かれるとちょっと適切ではありませんが、意匠設計より狭まりますからよろしいと思います。
委員	協力事務所の例の書き方がちょっと不十分ではないでしょうか。
委員長	想定される再委託業務。想定されるだから追加したらよろしいと思います。
事務局	協力事務所の例に意匠デザインみたいなものを入れますか。
委員長	それは入れない方がよいと思います。
事務局	事務局として建築総合のチーフとして再委託しないでくださいということだけは明確にしようと思っています。

委員	このままでも良いと思いますが、もし協力事務所に意匠設計者が入ってきたことが失格要件になったら申し訳ないという意味です。外国人デザイナーが入ってきたとたんに失格になるようなら申し訳ないと。失格にならないならよろしいかと思えます。
委員長	場合によってはインテリアデザイン等を入れておくと、イメージとしては、インテリアデザイン協力事務所なんていうことは大いにあり得ます。区役所の場合は什器になると設計させてもらえませんが、カウンター等のデザインは入ってくるし、インテリアデザイン等は机上のデザインだけ、そのようなインテリアデザイナーに頼むということはあると思うので。インテリアデザインぐらいを入れておくと、それは協力事務所として可能という感じかと思えますがいかがでしょうか。
事務局	想定される再委託業務の中に、今委員長がおっしゃったようなものを入れておくように致します。
委員	もし外装デザインのデザイナーが入ってきても、それは失格要件にはならないということですね。
委員長	ならないと思います。それからファサードエンジニアリングも最近出てきています。
委員	【資料6-1】ですが、何か所かに主体的に携わった経験とありますが、「主体的」という言葉の定義は何かあるのでしょうか。
事務局	【資料6-1】表の下のアスタリスクに書いてあります。
委員	了解しました。
委員	先ほど委員がご指摘された、【資料6-2】を公募する側の人たちが見た場合にも、先ほどお話しがあったような危険性はあるのですか。
委員長	あまりないと私は思いますが。これが明確であれば問題ない。前回例えばホール担当主任技術者等は重複せざるを得ないという話が出ました。今後議論する募集要項にどう書くか検討が必要です。
委員	重複が認められたときに対話で調整しましょうというのは、それはそれで良いとは思いますが、そもそも重複が出てこないように最初に明確に示しておく方がより良いと思います。
委員長	そうですね。なるべく説明書もわかりやすく。でも条件書としては仕様書ですから文章で書くことがメインなのでしょうけど、補足資料的に分かりやすく絵を添える努力をしていただくということはどうでしょう。
委員	私が申し上げたのは、それでも重複して出してきたところがあったときに、事務的に不適合だとして両者とも失格としてしまうという、そのような選定の判断を審査委員がやるのかという質問です。
事務局	まさにそこをご相談したくて、本当に迷うようなケースが出てきたときに委員会に諮るのか、委員長のご承諾をもらうか、事務局が一定のルールで決めてしまって良いのか、そこを議論いただきたい。
委員長	その扱いについては、事務局案を作っていただいて次回に結論を出すということでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	その他いかがでしょうか。

委員	いまだに腑に落ちないのが、半分以上という決め方です。実際調べてみたらこうだったから半分としたという言い方です。ただ半分としてしまうと合理的な理由になりにくくてなかなか腑に落ちないのです。
委員	ホールの座席数を 800~1,000 席とした方が良いということですか。そうするとはっきりします。ただし、そうすると応募者に求める基準が厳しくなりますが、わざわざ厳しくしなくてもよろしいのではないのでしょうか。
委員	厳しくしたくないです。
委員長	通例、半分という方法が行われているので、妥当であろうという判断をしたいということです。300 席だとほとんど音響設計がいらないので 300 席まで下げると下げすぎだろう、ということだと思います。
委員	私も調べてみたのですが、だいたい 400~450 席以上なら大丈夫かなと思います。要するにちゃんとした多目的ホールで舞台があって音響反射板があるということを著名なホールで 5~6 施設確認しました。ですので 500 席というのはいい線かなと思います。
委員長	前回の委員会で委員が 500 席位が妥当だと思いますという発言をされて、それに対する反論がなかったので、委員会としては 500 席が妥当ではないかという判断をしたということです。
委員	これを厳密に学問的に証明しろと言われると難しいところがあります。
委員長	単に半分ではなくて、そういうことも含めて議論した結果であるとさせていただきたいと思います。委員よろしいでしょうか。
委員	はい。
委員	【資料 6-4】の表で、清瀬市、府中市、新発田市と同様となっていますが、同様じゃないですね。
委員長	それぞれ細かく見ると違うので、これを参考にとということです。以上で参加資格について、今日お決めいただいた内容で進めるということでよろしいでしょうか。
全委員	よろしいです。
委員長	ありがとうございます。それでは続きまして 2 番目の議論、一次審査について事務局からご説明をお願いします。
事務局	それでは【資料 7】から【資料 11】まで一括で説明させていただきます。【資料 7】からは、本プロポーザルにおける評価方法の基本的な考え方についてご説明致します。ここに示しておりますように、それぞれ、一次審査、二次審査の評価方法に関し、順を追ってご説明致します。この中で、本日の委員会で審議の上、ご決定いただく事項は、1、一次審査における、2) 一次審査通過者数、3) 一次審査提案テーマの決定、及び 5) 一次審査結果の公表方法 2、二次審査における 4) 二次審査提案テーマ、7) 二次審査結果の公表方法の決定となっております。まずは、1として、一次審査における評価方法の比較・検討を行いました。3つの方法を比較しておりますので、2 ページをご覧ください。Aとして「評価採点方式」これは、各審査委員が評価項目により採点し、それを集計して順位付けする方式です。Bとして「投票方式」これは、各審査委員の投票により順位付けする方式です。Cとして「合議方式」これは、審査委員会での各審査委員の意見交換、合意形成により順位付けする方式です。次のページではそれぞれの評価方法によるシミュレーションを行っており、それぞれの評価方式によって順位が変わ

る可能性があることを示しております。事務局としては、『透明性・公開性』の視点から、評価点の積上げが総合的な評価となり、定量的な結論を導き出せ、第三者への説明性にも優れている、「Aの評価採点方式」が望ましいと考えました。また、3ページ下には、仮に「Aの評価採点方式」を採用した場合の、一次審査通過者選定までの基本的な流れを示させていただきました。応募者名を伏せた状態で、一次提案書、そしてそのあとに実績の定量評価を各委員の皆様にお送りするものと考えております。評価方法の方式及び採点の流れに関し、審議をお願いします。続きまして【資料8】をご覧ください。続きまして、本日の委員会での決定事項であります、一次審査通過者数の考え方について、ご説明します。一次審査、二次審査の2段階に分けて設計者を選定するプロポーザルにおける過去事例としては、資料に示すような事例があります。これらの事例も参考に、事務局としては、仮に応募が5者未満の可能性や4、5、6位の点差が僅差の場合などによって最終的な通過者数は判断することとして、一次審査通過者数を「5者程度」とすることが望ましいと考えます。また、その下では、一次審査評価点の二次審査への持越しに関しての（案）を記載しております。一次審査の評価点を二次審査に持ち越すか、持ち越さないかについての2通りの考え方があります。これは、本日の決定事項ではありませんが、併せてご審議が必要な事項であります。事務局としては、一次審査は二次審査資料提出のエントリーのための審査と考えており、また、一次審査提案は二次審査提案でも反映されると考え、一次審査の評価点は二次審査への持越しは、しない方針が望ましいと考えています。続きまして本日の決定事項でございます【資料9】「一次審査における提案テーマ」について検討いたしましたのでご説明します。一次審査においては、配置技術者の資格・実績と一次技術提案を求めることを前提とした上で、提案テーマについて検討しました。1) 一次技術提案の提案テーマ第1回審査委員会にてご提示した「提案を求めるテーマ」を踏まえ、「一次技術提案における提案テーマ」を2案検討しています。＜案1＞は、それぞれ具体的なテーマ及び内容を示し、応募者にある程度の提案のガイドラインを示す案です。＜案2＞は、提案テーマに関し、提案テーマ2に記載していますように応募者が提案でアピールしたいと思うことをある程度自由に提案していただく案となっています。案1、2とも業務実施方針は、同内容としています。なお、どちらの場合も提案書の枚数は、業務実施方針A4縦 1枚、提案テーマ1～3を合わせて A3横 1枚を想定しています。お時間の関係もありますので、読み合わせは行いませんが、両案とも規模、それから行政、議会、区民、広場機能それぞれ相互の関係性、空間特質の継承を入れ、ゾーニング図の提案を求める基としています。これらの内容のご審議は、評価点配分ともあわせての検討になると思いますので、引き続き【資料10】一次審査配点の考え方及び配点例の検討に関しご説明致しますので、【資料10】をご覧ください。まず、一次審査項目 一次技術提案、資格、実績の配点ですが、今回、一次審査で評価をする大きな項目として、提案事業者に属する技術者の資格、技術者の実績、業務実績方針、そして、技術提案がございました。それぞれの詳細な評価点は別途定めますが、大きな項目による配点の考え方の比較を表で示しております。配点案1は、技術者資格、実績を重視した配点、配点案2は、技術者資格、実績と技術提案を同程度とした配点、配点案3は、実施方針、技術提案を重視、配点案4は、配点案3より更に技術提案面を重視した配点案としてお

	<p>ります。2 ページ目に配点例として、【資料 9】で記載した提案テーマ案 1、案 2 を例に、それぞれ配点案 3 及び配点案 4 で例示をしております。3 つのテーマに関し、案 1 だと、技術的な提案になるテーマ 3 の配点に傾斜をつけています。一方で案 2 では、テーマごとの配点を一緒にしております。3 ページでは、技術者資格、実績の配点例を、配点案 3 にて例示しております。評価点の配分は本日の決定事項ではありませんが、併せて説明いたしました。一次審査における提案テーマの審議をお願い致します。次に、【資料 11】一次審査結果及び提案書の公表方法に関しご説明致します。これは、本日の委員会での決定事項となります。このページに示すプロセスに沿って、一次審査結果に基づき一次審査通過者として選定された応募者名を一次審査後に公表します。先ほど委員から他社の提案を見られるのではないかとのご意見がありましたが、一次審査で各者の考えが出ていますので、その考えに従って二次審査の提案もされるのではないかと考えまして資料のような審査としております。もう一点は「透明性、公開性」の視点も重要ではないかとのご考えに基づき、一次審査通過者名と一次技術提案書をあわせて、公開するプロセスとしております。説明は以上となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。この 4 つの資料を前提として議論については資料ごとに結論を出していきたいと思えます。まず【資料 7】についてご意見、ご質問はありますか。</p>
委員	<p>A 方式の事例がいくつか出ていますが、私が過去に審査に関わったある自治体の庁舎のケースでは、確かにまずは個別に審査委員が 1 人ずつ評価するのですが、その結果を踏まえ、皆で議論して調整しました。理由は、委員の皆さんの専門がそれぞれ異なっているので、項目別に評価する際に、異なるレベルの専門性で各項目を評価することになります。そこで、評価点に大きな差が出たようなケースでは、専門性の高い委員の評価理由の説明を聞いたうえで、再評価することもありました。意見を述べ合って合議し、みんなで納得したものを選ぶようにしたわけです。</p>
委員長	<p>今のご指摘について、たぶん【資料 7】の 3 ページでプロセスをご説明されなかったからだと思いますが、第 4 回審査委員会（非公開）にて意見交換をして、各審査委員による一次技術提案書の正式評価、採点とありますから、委員がおっしゃったようなプロセスを想定されていると思えます。</p>
委員	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>他にいかがでしょうか。</p>
委員	<p>それを第 4 回審査委員会でやるのですね。第 4 回審査委員会は平日の午前中だけなので、結構慌しいかなと思うのですがいかがでしょうか。</p>
委員長	<p>3 時間はあります。</p>
事務局	<p>事前に早めに提案書を各委員に配布し、読み込んでいただいて、任意で仮採点はしてきていただいた上で意見交換をして、正式採点をしていただくと考えています。</p>
委員長	<p>ただ例えば 30 案出てきたら、30 案全てを議論することはできないので、仮採点をしたものは資料としては配布しないで行うという想定ですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
委員長	<p>ばらつきがある項目について集中的に審議するなど、審議方法はご検討いただかないと。ただ概ねこのような方法方で行っていると思えますので、審議できると</p>

	と思いますがいかがでしょうか。
委員長	今回と次回で、評価方法を相当議論しているわけですが、その想定と相当違う提案があれば、つまり我々の求めるものに足りないところがあれば、そこを特に議論していただいて、我々も気づかなかったような提案を高く評価するのか、論外と思うのかというような議論は少し必要かと思います。
委員	懸念されるのは、既存庁舎を保存するのか改築するのかという争点があることから、一次審査のときにおそらく両案がいろいろ出てくるとは思います、その判断が一次審査の中で求められるのですね。
委員長	そういう意味では3時間では足りない可能性も出てきます。この後は各委員のご都合があるのですか。
事務局	委員によって委員会後にご予定があると聞いてございますので前倒しでお願いしたいです。
委員長	そこはご検討ください。
事務局	わかりました。
委員長	他にいかがでしょうか。私から言うのも変かもしれませんが、【資料7】の3ページに、「事務局が整理した資格、実績の定量評価結果を各審査委員へ配布」とありますが、これは【資料10】の一番下にある点に相当するもので、これは我々が採点しないで事務局が定量的に採点するのですが、私の経験からすると、配布してから自分たちが採点する方法と、採点したあとで実績を我々が知るという方法と2種類あるのですが、私は後者の方が良いかなと思っています。つまり実績点を見て、この企業、実績点でこんな低い点だけど若い建築家だからかな、だったらもっと点をあげたいなという意識が働くこともあるわけですね。あまりそれはしないで、応募された提案だけで我々は判断して、その結果事務局で出された実績点を後で足していただく方が公正な審査になるかなと思います。
委員	前提条件として、「これ以上の実績がないと、このプロポーザルには応募できません」という条件が既にあるわけですね。この時の実績の取り扱いですが、「条件をクリアする実績を有していれば申請できる」のは当然として、「この実績は足切りに使うのみで、条件をクリアした実績の高低は評価しない」と言う意味でしょうか。それとも、「実績で序列がつく」のでしょうか。後者の場合は、事前に説明しておかないと、誤解される恐れがあると思います。
委員長	本当に経験豊富で安定してできる場所には、点を少し上げるというのもおかしくはないと思います。そういう例は非常に多いと思います。
委員長	アトリエは別ですが組織事務所の場合、管理技術者とかその人にちゃんとやっていただくという必要があるんですね。そこの分の点が低いと条件ギリギリの人を配置してくる可能性がある。ここに点が付くなら本当に良い人を登録してくるということがあるので、そこはやはり見た方が良くと思います。大きな事務所だと戦略的にそれをやられるのは嫌だという気がします。個人の名前を登録するというのは相当重たいことなので、そここのところで効いてくるかと思っています。極論を言うと実績をゼロという案もあるので、次回までに更に資料を用意して決めるということで委員いかがでしょうか。
委員	結構です。
委員長	それでは【資料7】についてはAの方式でよろしいでしょうか。一次ですからそうなるかと思っています。

全委員	異議なし。
委員長	それでは事務局提案通り評価採点方式でいくこととします。さらにその資料の中では定量評価結果を事前に審査委員に配布するとありますが反論はありますか。
委員	3 ページです。他の審査委員の方がどういう点数をつけたかわかるということですか。
委員長	そうではなくて実績点を事前に見ないで採点して、後からこの人の実績点はこうでしたということがわかるのです。
委員	私は、それはそれでいいと思いますが、論理的には矛盾するのように感じます。なぜかという、その申請グループに力のある人がいるかどうか重要で、意味があるとおっしゃるということは、それを適切に評価することが重要だという意味ですね。それぞれの分野に関して専門性の高い審査委員は、その分野の人材についても良く知っておられるでしょうから、実績点の対象となる情報を確認する際に、具体的な人名も確認できれば、実績としての数だけでなく、申請グループの本当の実力を評価することが可能になると思います。審査委員が、実績点の評価をしないということは、この重要な評価をしないという意味になりますが、それでいいのでしょうか。
委員長	でもここの項目ごとに採点しますので、実績点は本来採点しないことなのです。我々はテーマについて評価して、これとは別に実績のことがあるという立付けなので独立したものであるということです。
委員	提案書そのものは全て見るということですか。技術者資格とか技術者実績とか。
委員長	見ないです。
委員	例えば構造でエキセントリックな提案が出てきたときに、これはちゃんと構造設計が出来る人が付いているのか見ないで点数を入れるということですか。
委員長	はい。
委員	見るとすごくバイアスがかかりますから。
委員長	採点として独立の項目なので、我々にはそれについては採点してはいけないという立付けで審査するのですが、その点を聞いてしまうとその分を他で調整しようという意識が働きます。私個人でいうとどうしても聞いてしまうとバイアスがかかる危険性が自分にあるので、同じことなら見ないで自分で判断してから聞いた方が採点しやすいということです。
委員	でも委員がおっしゃったのは、バイアスがマイナスでなく、ちゃんとした裏づけとしてのプラスとしての意味を持ちますよ、ということですね。
委員	もし変わった提案があった時に本当にそれが出来るのかどうかはある程度、人を見ないと点数を入れられない部分もあるのかなと思いました。
委員長	私の意見としては、こちらの実績点というのは経験値ですから、今言われたような構造設計者がああいう人かというのは出てこないと思うのです。もう1つ心配なのは、応募した人がこの実績でカウントしてもらえと思って技術者を配置したのに、事務局の判断ではこれは実績として認められないという。そういう情報も私は聞きたくないと思うのです。そういう方が実は差が付くことが多いのではないですか。
委員	第4回の審査委員会ときには我々が事前に任意で点数をつけその後正式に点数をつけるという作業に入ります。その時に補足したりするということではできないのでしょうか。

委員長	私も、突然今日提案したということもあるので、定量評価を各審査委員に配るかどうかは次回決めるという形で、もう一度事務局としても再提案していただくということではいかがでしょうか。これは進め方の話ですので基本的な考え方の項目としてはそこだけはペンディングとしてお決めいただくということではよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	はい、【資料7】は事務局案で進めさせていただきます。続いて資料8ですけども、まず通過者数の考え方、これについてはいかがでしょうか。5者程度でしょうか。定量的に数値で評価しますので本当に僅差ならば入れざるをえないことになると思いますのでぴったり5者と決めないほうが良いと思います。本当に5、6、7位までほぼ同点となった場合には7位まで通すのでしょうか。公開ヒアリングは少し大変にはなりますが、応募者に公平な形で進めるということで、それでは5者程度ということではよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	はい。評価点の持ち越しについてはいかがでしょうか。持ち越さないということではよろしいですか。
全委員	異議なし。
委員長	それではそのように決めさせていただきます。続きまして【資料9】、案1案2が示されていますがいかがでしょうか。
委員	基本的に案2がプロポーザルの性格から言って良いと思います。ただ裏面の実績の数について5件とありますが何の実績のことを指しているのですか。
委員長	上記の管理技術者の方たちの実績です。
委員	それぞれ5件の経験がないといけないということですか。
事務局	書いていただく件数が最大5件までということですか。
委員	わかりました。
委員	案1の場合、提案テーマ2のところ「現庁舎等の空間特質を踏まえ、」とありますが、案2の方は現庁舎について言及するところがないのですね。
事務局	テーマ1と2を、案2ではテーマ1にまとめたということですか。
委員	保存か改築かをどこで判断するのかという話で、案1は現庁舎という言葉が入っているのでそこで明確な提案がわかるような気がするのですが、案2の場合はどっちの提案とも読めるようなものを出してくる場合もあるのですね。
委員	あとで二次提案のテーマも出てきますよね。それとの関連もあって、一次提案ではかなり自由にしておいて二次提案のときにそこを具体的に判断するということがよろしいのではないのでしょうか。
委員長	委員がおっしゃったこともわかりますので、案2のテーマ1の空間特質の前に「現庁舎等の」と入れたら良いですね。
委員	これは内容まで含めて公表されるのですか。
事務局	テーマの内容までは公表したいと思っています。
委員長	出題の課題文ということですか。案1だとテーマ1と2の区別がよくわからなくて、出す方はこれで良いですけれども採点する方が困るかなと思います。どちらのテーマ項目で採点するのかなというのが出てくるので、それであればそれをまとめている案2のテーマ1でいかがでしょうか。案2でいかがでしょうかとい

	う意見が出ましたけれどもいかがでしょうか。
委員	私も案2で良いと思います。提案テーマ1で「世田谷区が目指すべき」というのは「求められるもの」というなど。言葉の遣い方が気になる。
委員長	目指すのは世田谷区かもしれない。「これからの世田谷区に求められる」の方がよろしいかもしれないですね。
委員	提案テーマ2に関する内容がちょっと短いので3行くらい欲しいです。
委員	どちらにしても3つのテーマはかなり関連しているので区別しにくいところがあります。例えば保存を前面に出してくるところは、提案テーマ1で書いた上でこれがやはり大事だとテーマ2で突っ込んで書いてくると思います。両方で採点していくということになるでしょうね。これを含めて5案選ぶということです。テーマ1、2、3の採点する内容がもっと明確に分かれていた方が採点しやすいです。
委員長	【資料10】の2ページ目も見ながら見ていただければと思いますが、評価の視点という欄があります。でも評価の視点も同じことが書いてありますね。委員がおっしゃった通りなかなか難しいと思います。
委員	いずれにしてもA3 1枚に全部書くのは結構大変ですね。書き方としてテーマ1、テーマ2、テーマ3と分けて書くとか決まりはないのでしょうか。
委員	決めた方が良いのではないですか。
委員長	分けて書いていただかないと採点できない。提案3がかなり図・絵で、提案1、2が文章的なことでしょうか。
委員	世田谷区の本庁舎等整備基本構想を全て記憶しているわけではないので確認したいのですが、提案テーマ自体は世田谷区の現状を踏まえて考えられているものなので、基本構想のテーマは整備基本構想で議論された課題に関する答えが書いてあるものとなると予想されます。ゆえにそれ自体では差がつきにくく、ポイントはそれを具象化する具体案の良し悪しということになりそうですが、そのような理解で間違いないでしょうか。
委員長	ただ、提案もですが組織・人を選ぶので、こういうことを的確に考えてくれる人かなということを選ぶということですね。
委員	でも審査委員は、人は見ないわけでしょう。
委員長	提案の内容を見て、その人がこういう能力がある人かどうかを推測するということです。
委員	絵と文章が合わさった形で提案書が作成されるでしょうが、そこに書いてある文章は、ほぼ基本構想から取り出してきたようなものになる可能性が高いと思われます。そうすると差が出ますかね。
委員長	それだと平均的な点しかとれなくて、こういうことを重要と考えているのかという素晴らしい提案があるとプラスの点が付くのかなと思います。
委員	テーマ2の「要素」という意味がちょっとわかりにくいかもしれません。基本構想の言葉を少し言い方を変えて出してくる可能性があります。もう少し空間構成要素とか設計要素みたいなものに特化した方がわかりやすいかと思います。
委員長	「重要と考える『事項』をあげ」ですかね。「課題をあげ」だと設計の課題なのかもしれませんけど、要素と言われると確かに相当細かい話ですので事項くらいの方がよい気がします。その言葉で言うと、いくつかあげてくださいということですね。また戻っても結構ですので一応【資料9】はいくつかの文言の修正はあ

	りましたけど、案2で提案テーマを一次審査で求めるということでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	<p>ありがとうございます。続いて【資料10】です。こちらは次回決めることですが、事務局の検討(案)についてご意見、ご質問があれば伺いたいと思います。案2になりましたので、2ページ目上段は無視していただいて下段になりますけれども、テーマ3についてたくさん絵が出てくるので、もうひとつは15点:15点:30点ということもあるかもしれません。</p> <p>テーマ1とテーマ2が似たような感じになるので15点:15点:30点というのはあるかもしれませんが、ものを提案しているのではなくて、人を選んでいるということからするとテーマ3にあまり点を与えるのはいけないかもしれません。あと【資料10】の1枚目、配点案1、2、3、4とあります。次のページも3と4がベースの案が出ているので、1ということはないかと思います。これまでの議論でも各委員のご意見からすると、あまり実績で選ぶということではないですね。一次技術提案と資格・実績の配点割合は6:4でもなく7:3か8:2でいかがかと思います。これも満点方式が一番わかりやすいですが、実質的にはどのような標準偏差、バラつきで審査委員が採点するかで効いてくる。重み付けというのはそういうことですので、ただ対外的に公表してそれに対してどれくらい力を入れてくるか目安になるというくらいの意味かと思います。配点案3でも4でも同じくらいかなという気がします。細かく見ると技術者資格、技術者実績のところは点の差をつけるかつかないかという違いはあります。</p>
委員	実績は差があると思うのですが、資格については、そもそも資格がない人は申請してこないで、これ自体要らない項目だと思いますが。
委員	点数をつける意味はあまりないですね。
委員	確かにそう思います。
委員長	おっしゃる通りですね。
事務局	求める資格以上の何か資格があれば加点要素となります。
委員長	それは定量的にできるのですか。
事務局	今検討していて、定量的にできると思います。
委員	そういう資格も書かせるということですか。必要条件として求めている資格はここまでですが、もっとすごい資格を持っている場合は書いてよいということですか。
事務局	どういう資格をお持ちですかというのは書いていただくということになります。
委員長	それは原案がないと議論のしようがなさそうですから次回ということではよろしいでしょうか。資格評価と実績評価は3ページ目に案があります。でもこういう評価をするとランドスケープの担当主任技術者の資格も管理技術者の資格の点も同じになってしまう。これはもう少し事務局の方でご検討ください。続いて【資料11】についてはいかがでしょうか。一次結果を公表した場合に公開性、透明性で良い点と、他の通過者がそれを参考にして極論を言えばそれを取り入れても良いのかという問題と、更には二次の評価、公開のときに「あなたは一次提案のときはこうだったのに二次提案のときはAさんとBさんそっくりですね」ということになるのですかね。
委員	基本的には一次審査まで遡らないから、そういう議論にはならないですよ。

委員長	点は遡らないけど、一次提案の内容と全然違うのではないかということは議論の対象になる。全く違う提案をしてきたら問題視されることではないでしょうか。
委員	ホームページで公表するのは名前だけですか。技術提案書は公表しないのですか。
事務局	やはり著作権の問題がありますので、そこをご議論いただきたいと思います。
委員	撮影は不可ですね。
事務局	撮影は不可です。
委員	一次提案書を公開したという経験があまりないので、オープンにするというのはすごく良い提案だとは思いますがイメージが浮かびません。
委員長	公開するのであれば、今言ったようなヒントを得るということも含めてこういう方法で行う。場合によっては、名前は公表されてもいいけど提案は公表したくないという選択肢もありえるかもしれませんね。そうすると区役所で名前は5者公開されていますが、応募者全員が公表したくないと言う可能性もあるので、そうしたらそれはしょうがないですよ。いかがでしょう。
委員	それは条件ではないでしょうか。一次審査に通った場合はオープンにしますということで。
委員長	もちろんオープンにしますというやり方もひとつです。今私が言ったのは、そこでオープンにしたい人はしないというやり方もあるのではないのでしょうかという問題提起をしたつもりです。これは今日決めたいのですが、いかがでしょうか。
委員	もうひとつ、それは匿名で公開するということですよ。
委員長	匿名ではなくて、通過者の名前の公表は絶対で、それはよくあることですよ。その提案内容を区役所に掲示するかどうかです。事務局としては公開性を高めて区民と一緒に選んでいくという意識を高めたいので公開したいという提案です。それが競技者間の公平性を担保できるのかということです。
委員	具体的に区民参加の機会をここでいれる可能性はありますか。
事務局	この段階ではないと考えています。
委員	意見が出てくる可能性はありますね。
事務局	あると思います。
委員	それをどうするか。
委員長	区民に二次審査まで待っていただく方が良いかもしれませんね。変な意識で、他の応募者がああいう提案をしているのだったら、うちはこういう提案をしてとか、変な影響が出るのも危険です。
委員	極端なことを言うと、どなたかが案5つをウェブサイトにおいてみんなで投票しましょう、ということになってしまったときに、この審査委員会とは全く違う評価になってしまう危険性もありますね。
委員長	もちろん二次の公開時にもその恐れはあるんですけどね。だけど一次で場合によってはその5者の名前を挙げて、この案はテーマ1で非常に高得点でしたとか、それくらいコメントをつけて5者の名前を公表するという方式も考えられなくはないですね。ただ合議制でやっているのなら審査表みたいなものをあげられますが、単純に点数でやって決めようという話なので、どの点が高かったというくらいしかコメントしようがないですよ。

委員	私は公開する方が良いと思っていましたが、今の話を聞くと公開しない方が良いように思えます。結局、公開プレゼンするわけですし。
委員長	公開プレゼンまで待っていただくという方向でいかがでしょうか。相当ここで議論しましたが悪影響が心配されるので公表しない。名前だけ5者出すということにします。
委員長	応募者名というのは協力事務所までは書かないですよね。共同企業体の場合は全員を書く。それでは一部修正はありましたけれども【資料11】のかたちで、展示公開はなしということで決めさせていただきます。ここで5分休憩を挟みます。
	(5分 休憩)
委員長	再開します。それでは二次審査について、事務局から説明をお願いします。
事務局	はい。【資料12】二次審査における評価方法及び最優秀者、次点者選定の考え方に関しご説明します。まず、二次審査による最優秀者、次点者選定に関しましても、一次審査評価の考え方【資料7】で検討した『評価採点方式・1合計方式』が事務局としては望ましいと考えております。また、『区民参加』の視点から、前回のご議論から1)『区民意見の聴取』及び2)『一次審査通過者によるプレゼンテーション及び審査委員会によるヒアリング』を公開で行うものとします。区民意見の聴取については、1)に書いてありますように二次審査提案書受領後、技術提案書を区役所にて公開いたしまして、展示会場にて区民意見の聴取を行うことを考えております。意見については事務局にて集計いたしまして、審査委員会の参考資料として提出致します。区民意見の聴取の方法については後ほど【資料16】にて説明致します。また、2)で公開プレゼンテーション、ヒアリングの実施について記載しております。日時は9月18日で、会場は成城ホールでございます。約400人規模のホールです。応募者名は公開プレゼンテーションを行い、プロジェクトによる投影でのプレゼンテーションとしております。プレゼンターは管理技術者、建築(総合)主任技術者を必須とし、合計6名までとすることと考えております。また、二次応募資料の内容への追記・変更、資料の追加配布は認めないとしております。プレゼンテーションを20分、ヒアリングを30分と考え、想定スケジュールを組んでみました。プレゼンテーション、ヒアリング終了後に、第5回審査委員会を開催します。最優秀者、次点者の選定の流れは2ページ目に記載しておりますように、第5回審査委員会までに仮採点、第5回審査委員会にて、評価、採点を行い、評価点合計が最高の者を『最優秀者』、2位を『次点者』として選定するものとしております。また、同点の場合は最優秀者、次点者とも同点の者に対して投票を行うことと考えていますが、ご審議のほど、お願い致します。最後に、公開プレゼンテーションに関係することですが、【資料13】の裏面になりますが、模型の提出、プレゼンテーションにおいて、動画(BIM等による)の使用の有無について資料を用意しております。次に、【資料13】「二次審査における提案テーマ」について検討いたしましたのでご説明します。基本構想では、災害対策や環境性能などの求められる機能・規模、事業費の抑制、工期の短縮、現庁舎等の空間特質の継承などに対する提案を総合的に評価するとしております。そこで、二次技術提案のテーマとして、基本構想における方針を踏まえ7つの項目を挙げております。「業務の取組方針」<提案テーマ1>「各機能の関係性を考慮した分かりやすく、利用しやすい配置計画について」この中で配置計画を求め、概略面積表の提出を求めることとしております。<提案

テーマ2>「災害対策機能を備えた庁舎計画について」<提案テーマ3>「柔軟かつ効率的な執務空間の計画について」<提案テーマ4>「高い環境性能を備えた庁舎計画について」<提案テーマ5>「現庁舎等の空間特質の継承について」ここで空間イメージについて提案を求めています。<提案テーマ6>「工期短縮、業務継続を踏まえた施工計画ならびに事業費を抑制する建築計画について」ここで想定概算建設費、及び概略工程表を求めることとしております。提案書の枚数は、<業務の取組方針～提案テーマ6>までを合わせて A3 横 4～6 枚程度を想定していますが、テーマの考え方、テーマの内容、提出させるもののボリューム等、ご審議願います。評価項目ごとの配点は、【資料14】に3つの案を挙げております。今回は、プレゼンテーションを行いヒアリングを実施しますので、評価項目に、プレゼンテーション及びヒアリングにおける、『説明能力、コミュニケーション能力、取組意欲』も評価対象としています。それらを含めまして、配点案1は、プレゼン・ヒアリングを重視した案、配点案2は、技術提案を重視した案、配点案3は、プレゼン・ヒアリングのみの評価は行わず、各課題にプレゼン・ヒアリングの評価を加味して配点したものとなります。課題と評価の視点との関係について、ご審議をお願い致します。なお、提案テーマならびに各項目の配点については、一次審査も合わせ、プロポーザル公告時に公表することとします。次に【資料15】では、本日の委員会の決定事項であります、「二次審査結果及び提案書の公表方法」について検討いたしましたのでご説明します。二次審査結果の公表方法について、「透明性、公開性」の視点から検討しました。プロセスとしては、二次審査提案の受領後、提案書を公開展示し、区民意見聴取を致します。その後、公開プレゼンと二次審査を行い、庁内手続きを経て、9月27日に二次審査結果を公表する予定です。公表はホームページにて、最優秀者名、次点者名および最優秀者の技術提案書と審査委員会の審査講評を公開するものと考えております。続きまして【資料16】には、設計者選定プロセスにおける「区民参加」の手法のひとつとして、二次審査に係る技術提案を公表し、区民意見を聴取する手法に関し、方針を記しました。まず、意見の提出対象者は、基本構想（案）パブリックコメント募集時と同様としています。意見聴取の方法は、展示会場（区役所）において用紙を用意し、記載いただいたものを、その場で回収します。意見聴取の方法の案として、2.に記載しました3つの案を考えております。事務局として、A)、B)両方を含むC)案を基本に、裏面にありますような、ご意見を記載いただく用紙を検討しております。人気投票にならないように各テーマについて共感できるか、また自由意見を記載する欄も設けております。最後に、【資料17】応募案における事前質疑に関する検討資料（案）についてです。「事前質疑」を検討する理由には、一つ目に、プロポーザルであっても、「提案を踏まえて 人・組織」を選ぶということにおいて、その提案の実現性、特に技術面での工期、工事費、法規などに仮に明らかな疑義や基本構想との大幅な相違のある提案があった場合は、事務局から事前に提案者からの回答を得ることで、審査委員のみなさまが審査する際の評価の補足とすることができる可能性があります。二つ目の理由に、公開プレゼンテーションにおいてヒアリングを行いますが、30分程度のヒアリング時間内では、基本構想との大幅な相違に対し応募者から十分に満足な回答が得られない可能性があります。そのため、二次応募案を受領後、提案を確認の上、技術面での実現性に関し明らかな疑義があった場合、応

	<p>募者に対し質疑を送付し回答を求めることを検討しました。「事前質疑」のプロセスについては、下段のフロー図を踏まえてご説明します。まず、提出された二次審査提案資料を受領後、審査委員および事務局にて読み込みを行います。二次審査技術提案書の内容と基本構想との相違などを確認し、明らかな疑義がある場合は、事前質疑を作成します。基本的には事務局にて作成しますが、審査委員のみなさまから特段の疑義がある場合には事前質疑を事務局にご提出いただきます。事前質疑は事務局質疑と合わせ、審査委員のみなさまにご確認いただいた後、対象の応募者へ電子メールにて送付します。質疑を受領した応募者は公開プレゼンテーション・ヒアリングの約1週間前までに文書にて事務局へ回答を提出していただき、事務局から各審査委員へ回答をメールにて送付致します。スケジュールとしては概ね記載のとおりです。なお、この質疑回答は疑義があった応募者のみとの質疑回答となり、他の応募者への開示はされません。また、質疑回答は全ての審査委員に共有するものと致します。資料の説明は以上となります。</p>
委員長	ありがとうございます。
委員	【資料13】の裏面の説明がなかったのですが。
事務局	<p>追加で説明させていただきます。模型の提出についてですが、プロポーザルで模型の提出を認めている事例は非常に限られています。それを含めまして模型を提出してもらったときに、どこでどのように活用するのか議論をお願いします。また動画、BIMについてはわかりやすくなるという部分はありますが、一方で追加資料にもなりますので、二次提案後の追加資料は好ましくないと考えていますからその両面から議論をお願いします。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。一般区民の方に公開するにあたり模型があるとわかりやすいということで議論の対象になるかと思えます。まず資料12からいかがでしょうか。私は公開プレゼンテーションというよりも、区民の方に図面を公開するときに模型があるとすごくわかりやすいなと思っています。ドイツなどではかなりそういうやり方をしている。やはり一般の方には図面を見せられてもわかりにくい。模型があるとああこういうことかとわかりやすい。特に空間特質の継承なんて言われたときにパースに比べて模型はすごくわかりやすい。それも含めて議論いただければと思います。</p>
委員	<p>本当に簡単な模型でなければいけないと記載すべきだと思います。それを事務局の方で用意していただく周辺も含めた敷地模型にはめ込むのです。そうすると周辺との関係性が非常にわかりやすくなりますから、絶対あった方が良くと思います。ボリューム模型程度なら学生が1日もあれば仕上げるくらいですのでそんなに大変な作業ではありません。公開審査や展示のときにそれがあって非常にわかりやすいと思います。</p>
委員	それは明確に言うておかないといけないと思います。そうしないと、申請者は張り切って良いものを出さないといけない、と思ってしまうでしょう。
委員	たとえ素晴らしい模型が出てきたとしても、我々はそれでは判断しない。
委員	公開になった時にあそこの模型すごかったのに委員会の点数は低いじゃないかとかいう話になるのではないのでしょうか。
委員	スケールはせいぜい500分の1で良いと思います。
委員長	ボリューム模型は例えば材料も指定ですね。
委員	指定するのでしょうか。

委員長	青いスタイロフォーム等のボリューム模型として。
委員	世田谷区に周辺模型はないのですか。
事務局	500分の1の模型があります。敷地のみをはめられるようなものがあります。基本構想の検討委員会の段階で区民の前で提示した手作りの模型があるのですが、1個しかないので、公開展示のときは使えないと思います。プレゼンのときは使えると思います。
事務局	そうするとプレゼンの時に1者1者入れ替えていくことになると思います。
委員	はめ込んだものの写真を貼っておけばいいですよね。それはどれくらいの大きさなのですか。
委員長	今持ってくることは可能ですか。我々の認識としても実物を見た方がよいです。
事務局	敷地に結構段差があって、スチレンボードの厚さもあるので、その点で応募者の模型とうまく合わないかもしれません。
委員長	持ってきていただく間に他はいかがでしょうか。BIM等は認めないとか、プレゼンテーションの中にそのようなものを使うのは認めますが原則としてとにかく追加の資料は認めない。
委員	基本的に技術提案書の中に入った図案だけでパワーポイントを構成するということですね。
委員	技術提案書の中にBIMを入れても良いのですね。
委員長	構わないです。3Dでやるのが当然でしょうと思っているところが当然あるでしょうから、それをBIMと呼ぶか呼ばないか。
委員	動画という意味ですね。
事務局	静止画であればよろしいかと思いますが、動画はいかがでしょうか。
委員長	BIMの定義は総合的に三次元データを使って、設備の取り合いを整合させていくとか、動くということが重要ではない。
委員	ですから「(BIM等による)」を消して、動画をそこに入れたらダメとする。
委員長	他にいかがでしょうか、資料12に関して。
委員	今回、次点の方を公にする理由は何ですか。
委員長	事務局、回答をお願いします。
事務局	最優秀者の方と契約交渉をしますが、例えば入札参加資格がないなどといったことがあった場合に次点者と契約を結ぶこととなりますので、その関係で次点者も公開するとしています。
委員	最優秀者が辞退するという可能性もありますからね。
委員	応募しておいて辞退することがあり得るのですか。
事務局	今まで、談合などで資格なし、契約できないということがなかったわけではないです。
委員	それは公にしておかないとだめなのですか。次点の人の名を出すということで、区民に伝えたい何らかのメッセージがあるならわかります。また、次点の人からすると、それを公表してもらうことはありがたいのですか。
委員	ありがたいと思います。
委員長	コンペではよく2位までは出しています。
委員	プロポーザルではあまり出さないということはないのですか。
事務局	技術提案書の方は出さないことが多いです。応募者名までは出していることが多

	いという意味合いです。
委員長	ただ名前を出して公開しているので、あの案が次点だったということはわかるわけです。最高位の方はホームページにもどの時点かわかりませんが載るのですよね。次点の方は載らないという違いがあります。
委員	これは最優秀賞ではないんですよね。「賞」ではなくて「者」を選ぶ。
委員長	そうです。あくまでも人を選ぶ。では資料 12 については、評価採点方式でいくということでもよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	では今日決めなくても良いのですが概ねその方向で行くとします。 次が資料 13 ですが、その前にせっかくですから模型を見てみましょう。
	(基本構想時に作成された現況模型を確認)
委員	応募者が周辺模型のサイズを採寸する時間を設けなければいけないですね。
委員長	これをどこか閲覧できるところに置いておいて、この程度の作りこみにしてくださいと伝える必要がありますね。
委員	現庁舎の模型が置かれていますが、このような作り込みでと示せばよいのではないですか。
委員	模型を置かないという方法もあります。
事務局	府中のプレゼンでは会場の市民から見えないので、カメラを使ってスクリーンに映していました。
委員長	その場合は 5 者同等にやらなければいけない。
事務局	カメラの角度を決めておくことになると思います。
委員長	それでは資料 13 についていかがでしょうか。
委員	では先ほどお配りした参考資料についてご説明したいと思います。上からいきますと設計チームの体制図が抜けていたと思うので必須としました。それからテーマ 1 ですが「広場機能の内容と関係性を明示するとともに」と文章を読みやすく変えました。それから私の立場としては「環境にやさしい」という言葉を入れていただきたいです。それから 1/500 模型は必須としたいと思ひましてこのように書き入れました。テーマ 2 ですが、最近よく言われるレジリエントという言葉を入れたらどうかと思います。それから「災害対策本部機能が十分に発揮できる」の前に、「施設が安全、安心なだけでなく」が先だろうと思ひました。テーマ 3 は、「社会情勢」というのはどうかと思ひましたので「社会状況」にし、変化に対応できるという言葉を入れてわかりやすくしたつもりです。テーマ 4 は一番重要ところですが、原文だと「イニシャルコスト及びランニングコストを抑制し」が冒頭に書かれていますよね。環境にやさしいというのは確かにそういう側面もありますが、「ライフサイクルの省エネルギーやコ・ベネフィットに資する環境にやさしい庁舎計画を提案すること」、にした方がよろしいと思ひました。コ・ベネフィットについては、健康、快適、知的生産性、生物多様性、周辺環境との共生等という意味であることを書き入れています。それはつまり総合的という意味ですので、テーマ 4 のところに総合的と付け加えました。テーマ 5 のところで「継承し」の前に「咀嚼し」という言葉を入れてみました。それは提案される方がどう理解するかが重要なところで微妙ではありますが、継承することが大前提ではないと思ひましたのでそう書いてみました。それからテーマ 6 です。ここでコストのことが出てきますが、「災害対策本部機能の継続を前提とする合理的

	で段階的な工事手順（ローリング計画）等の施工計画」がまず来るべきと思います。その後「建設費を含む事業費や供用後のランニングコストの抑制に資する建築計画を提案すること。」としてみました。それから提案書の枚数は4ではなく6としました。またここには書きませんでした。場合によってはテーマ7のところにもその他の提案者が設定するテーマというのがあるのも良いかなと思いました。以上です。
委員長	ありがとうございます。A3 4～6枚想定というのは、前はA2じゃないのかとおっしゃっていましたが。
委員	そう申し上げました。しかし、よく考えたのですが、A3は横使いですよね。これを上下に並べてA2を縦使いにする。それを並べるという方法もあるかと思ったのです。つまりテーマ1つごとにA3 1枚とした方がわかりやすいかなと。
委員長	その場合、取組方針はどうなるのでしょうか。
委員	取組方針はたぶんその1枚目に来ると思うのですよね。その次にテーマ1が来て、2、3、4、5、6。
委員長	ただ、テーマ1は面積的には大きくなってしまいます。
委員	そうすると結果的には4枚A2があって、そのA2 1枚1枚の中にA3が横使いで入ることになります。
委員長	A2の縦使いを想定されているのですか。
委員	A3を横使いです。それを2枚ずつA2に貼ってというイメージです。
委員長	パネルとしてA2であれば、A3で提出しても構わないということですね。
委員	そうです。
委員長	まずそれを確認です。委員が強くA2を主張されるかどうかの問題で、それはなくて、A3横使いであれば問題ないですか。
委員	そんなに枚数は必要ではないと思いますが、見やすい方が良いでしょう。
委員長	今日は課題の細かい内容は決めなくてもよいのですが、テーマを6でいくのか、今言われたように特にアピールしたい点の、逆に言うと特にアピールしたい点を取組方針に入れてしまって提案テーマは1～6までとするかを決めたいと思います。
委員	パネルによって表現する内容が若干性格が違いますよね。体制と業務フローが取組方針で、それと提案者が提案したい特別なテーマとは異なります。
委員長	例えば、委員が懸念された業務の取組方針の中身が違えば段階と分けて、満点を予め決めておく、そういう方針でも構わない。テーマではないかなという気がしないでもない。テーマというのはこちらが与えるものですから。特にアピールしたい点を項目として起こすかどうか。
委員	難しいですが、テーマ1に書いてあるのはカテゴリーみたいなものですよ。そこに入っていないテーマを提案したい場合にテーマ7があればそこに表現できるのではと思いました。
委員長	それは採点の段階でということですか。
委員	そうです。
委員長	採点の段階だと、【資料14】のプレゼンテーションを反映した説明能力みたいなところに、つまりプレゼンテーションだけでなく今言ったような項目を入れて評価するというだけでも良いのかなという気がします。

委員	説明能力、コミュニケーション能力、取組意欲というところで、公開プレゼンテーションだけで評価するという前提になってはいますが、そのときだけ事前に徹底的に準備して出てくる人が多いですよ。
委員	これは盛り込むべきではないと思います。中身が重要で、ここの点数を重くすることは反対です。
委員	取組意欲はあるに決まっていますよね。
委員長	今後実施設計を進めたりする上で、区民を交えたワークショップなどをやることもあるかと思いますが、本当にそういうことがやれる人なのかということ判断するという意味がなくもないですが。
委員	コミュニケーション能力みたいなものを公開プレゼンテーションで評価できるかですよ。そこに出てくる人はあっても組織としてあるかどうかはわからない。
委員	そこに出てくる人にコミュニケーション能力がないと点数は下がってきます。だから含まれてくるのではないですか。配点案3というのがありますけども「各課題の評価点に反映」というのでよろしいと思います。
委員	独立して30点にはしない方がいいと思います。
委員	反映しても良いけど減点項目で入れておかないとまずいでしょうね。
委員長	私の経験だと、要するに項目ごとに採点するとどうしても平均化するのは。だけど、どう見てもこの案は良くてこの案はダメだというものに裁量的に審査委員が点を与えられる総合評価みたいな項目があっても良いかなと思うのです。それが最初に委員が言われたことなのかなと思います。項目テーマにとらわれない総合評価というところに審査委員がある程度判断する枠をどれだけ設けるかということだと思うのです。 それは【資料14】をどう決めるかという次回の一番大きなテーマになるかと思います。次回までにいろいろお考えいただいて、もしかすると委員のように実際に設計をされて環境のことを考えてきている方は点数を入れられるかもしれないけど、専門分野から出てきている人間としてはそこにそんな大きな点を入れたいとお考えになることもあるかと思います。その場合はそれほど差をつけないで採点していただければ良いのかなと思います。ともかく顔を見てやっていますので、そこで変に大きな点が入るとまずい。先ほどのプロセスのところ議論があった公開プレゼンテーションを行い、そのあと非公開で審査委員会をするので各委員の方が点をどうつけたかは、最終的に委員会で取りまとめたものは我々見るようになりますけども、それは公表しないという方針ですよ。ただその採点表をあとで公開請求があったときに、どこまで黒を塗って出すかという議論がまた必要になってくる。審査委員名は消して、その集計表は公開せざるをえないかもしれない。そのへんのことを次回議論していただいて、その前提で我々は点を入れるということを決めておかないといけないと思います。世田谷区には事務局としてとっておいていただいて、将来本当に公開請求があったときに、その時点で黒塗りでも出して良いかどうかはわからないので、どれくらい覚悟していただくかということです。
委員	私は今の段階で公開する。ただし名前抜きで、点数もAさんが何点つけたかというのを全部公開した方が我々も覚悟をもって採点できるのではないかと思います。別のプロポーザルで開示請求があったので公開したのですが、公開した後、審査表を出したらそのときと同じものがネットに公開されていました。開示請求

	されたらもうオープンにされてしまいますから、それであれば最初から公式ホームページに載せてしまおうということにしました。
委員	後ほど公開される審査講評と連動しますよね。どこまで、誰が、どのように書くか。
委員	ちなみにその案のときは、開示請求としてそういう点数を公表しろというのが出たので、審査講評の文章をすごく軽くしました。点数が出ているわけですから、それを解釈して審査講評を書いているとおかしくなってくるので審査講評を軽くしました。
委員長	そのときに審査委員名はともかく、最初の公表の段階では審査委員 ABCD と書くわけですが、応募者に関して、最優秀者と次点者は書くのでしょうか。残りの3者に関してはC者D者E者と出すか。ただ名前を出して公開プレゼンテーションしているのに、どれがどれかはあとでみなさんがクイズする。次回もう一回公開の仕方も含めて資料を出していただき議論をしたいと思います。 【資料13】のテーマについては【資料14】の配点に連動してきてそこは次回決めるということではいかがでしょうか。
委員	委員の資料にあったレジリエントという形容詞がつくとどういう意味合いになりますか。
委員	最近世界中よく使われる言葉ですが、災害等の被災に対する復元力や回復力があるということです。
委員	ここにもう「災害対策本部機能が十分に発揮できる」とついていますよね
委員	もっと幅広い概念です。
委員長	私の意見では、評価の視点にはレジリエントという言葉が入っていても良いかと思いますがテーマ名として入れるには、まだ世の中への通用として早いかなと思います。
委員	庁舎計画とあるんですけども、庁舎計画というのは建築計画ですか。それともソフトの、例えば備蓄倉庫を作って十分な備蓄をすとか運営面を含むのですか。
事務局	ここでは基本は建築計画を頭に入れて書いています。
委員	「災害対策本部機能が十分に発揮できるレジリエントな庁舎計画を提案すること」とすると、かなりソフトな部分に比重がかかってしまうのではないのでしょうか。
委員	時系列でいうと災害時と災害直後と平常時という流れの中で、回復していく。庁舎であれ、一般建築であれ、同じかと思いますが庁舎であるゆえの特質性があると思います。
委員	例えば課長以上は災害時にすぐに来られるように、ここから30分以内に住まないといけないとかそういう縛りのある役所ってありますね。そういうのも関係してきてしまうのではないかと思うのですが。あくまで設計者を選定するので建築の設計に直接関連する提案に限定すると思うのですが。
事務局	基本構想検討の中で、建物と広場、この周辺の空間を災害時にどう使うのかというのが重要なテーマとして議論されたので、建物だけでなく広場も含めた空間をどう構成するかを求めたいと思います。
委員	災害時にどう使うかという、そういう柔軟性もあわせて提案するということですね。
委員	今の話で思い出したのですが、災害時の空間利用では、国土舘大学との連携が非

	常に重要なテーマになると思います。今回の提案では、国土館側の空間利用をどれくらい考慮して建築計画を考えるかについては、どう評価されるべきなのか。
委員	私が応募者だったら他の応募者に知らせずに国土館大学に行って、こういう案を考えているのでこういう風に使わせてください、については提案書に入れますからとするかもしれない。
委員	委員の意見はすごくいい提案だと思いますが、両方で相互補完的に施設や空間を使った方がいいし、使うべきです。そのような点を、どの程度までを考慮するのでしょうか。
委員	そこまで求めるかどうかですよね、国土館大学に迷惑がかかるので。
委員	区として、国土館大学との関係性はこうですというのは出しても良いと思います。
委員長	現状の避難場所がどうなっているというようなことは出した方が良いでしょう。
事務局	広域避難場所となっていることは、基本構想に書いていますが、協定の内容がどうなっているかということまでは基本構想に書いていません。他にも含めて基本構想の補足資料みたいなものを作ろうと思っていますのでそこに入れ込むことはできます。
委員長	あとホールが入っているので、この委員会名も本庁舎等となっていて、でもここは本庁舎計画になっているので、「等」がないですね。
委員	テーマ1は配置計画でテーマ2から庁舎計画ですよね。
委員長	ホールもその他も環境性能なんかは当然考えていただかないといけない。設計者選定って委員会名に設計って言葉が入っているから設計計画くらいでもいいかもしれませんが。どういう設計をしてくれるのですかというのを求めている基本計画を求めているわけではない。議論は尽きないと思います。 委員も6テーマを前提にお話しされていましたが、次回詳細に決めるとしてもテーマは6つくらいという方向でよろしいですか。特にアピールしたい点を採点する欄を設けるか設けないかは次回議論して決めたいと思います。
委員	あって良いと思います。
委員	私はない方が良く思うのです。そこに点数を入れるということは、なぜ各委員がそのような点数を入れたのか問われるので、覚悟しなければいけない。
委員長	相当覚悟してつけないといけない。
委員	ここはどうしてこんな点数をつけたのかと問う人がたくさんいるので。
委員長	それは審査員が専門性、見識を持って付けた点ですと事務局は答えるほかないです。それが怖いとばらつかない点になるし、どういわれようと自分の考えはこうと入れられる方は点を入れる。
委員	あるプロポーザルで、ある審査員が、どうしてもこれが良いということでその案には全部高得点をつけて、他の案には全部最低点にしたという極端なこともありましたが。それも公表しましたが、やろうと思えばそういうことが出来てしまうわけです。ただこの案はすごく良いからわからないように高得点を付けていて、あとは比較的低い得点で、というのは総合的に可能なかと思しますので、そのように差をつけて採点するのはよくないことだと思いますので、そこは次回議論していただきたい。
委員長	そういうことはある確率で出てくることだと思います。それも含め審査委員が公

	表されているわけですから、最終的に審査員名も入れた一覧表を公表せざるをえないこともあるという前提でみなさん採点していただくということだと思います。
委員	最後は順位がつくわけですね。明確に順位をつけたい時は、点数を区分し、各区分ごとに評価すべき件数を最初から決めておくと、比較的点数がばらついて順位が付けやすくなりますが、今回のプロポーザルはこのような対象ではないという理解で間違いないですね。つまり絶対評価が基本で、前申請が同じ点数になることもあるが、あえて順位が明確になるような配慮はしないと言う意味ですね。
委員長	それも重要な議論だと思います。評価項目を分けない場合には5点は何%、4点は何%という付け方もありますけれども、評価項目を分けた採点方式でいくとあるテーマに関してはみんな横並びになるということはありません。そこに無理やり点をつけると本来は差がなかったはずなのに点差が出てしまったということになる。6項目もあればバラつきを規定しないで採点して、委員によってばらついたり自信がなくて同じような点数になったりするけれど、それは自信がないからじゃなくて専門性からいってそうなったという見方もできます。
委員長	概略面積表は要求事項である程度示すのでしたか。
事務局	機能別の床面積はあります。建物のボリュームが満足できているかということ判断するためにはこれくらい出してもらわないと判断しにくいのではないかと思います。
委員長	概略面積表があった方が比較もしやすいでしょうけども、それが欠格条件なのか。多い方が良い点なのか、少なくてコンパクトにまとまっている方が良い点なのか難しいところです。
事務局	先ほどの事前確認にかかってくる話かと思いますが、ある程度幅はみなさんで決めていただいて、それを明らかに超えているとか少ないとか、その理由をきちんと求めるということは必要になると思います。
委員長	そこまで言うと、結局人を選ぶのだからその後、区役所でもワーキンググループを作って検討するのに合わせて最終的な面積条件を決めて設計をしていただくということですね。なので必須と書いたものをどう評価するのかにも関係します。
事務局	基本構想では、執務スペースとして53,000㎡、それは確保してくださいとすることがあります。素敵なデザインだけど40,000㎡しかないのでは成立しません。他にこちらの想像を超えるような工夫がなされているなら別ですが、そういう意味でチェックしたいのです。
委員	そういうのはテーマ2とか3では今のところ考えられないということですね。
委員	最優秀案になったチームから面積表、コスト工程表が当然出ているわけで、その通りにやりますよねという担保になりますよね。特に概算積算。その通り行かないことも結構ありますが。
委員長	設計業務工程表は別途様式で提出とあります。それと同じように別途様式で出させる方法もありますよね。別途様式で出すとあまり採点対象にしない。ネガティブチェックだけという感じになるし、横に書いてあったら概略工程表がうまくできているかを我々がチェックすることになります。
委員	ここに書いてある内容について事務局としてチェックされるのですか。概算建設費、こんなものがこの値段でできるわけじゃないかということも含めて。
委員長	これは比較表を事務局が作って、それを我々にくださる。それを見ながら採点し

	ていくことになるので、そういうことからしても別途様式で出してもらった方が 良いと思います。
板垣副区長	必須があったりなかったりするということがなくなりますね。
委員	すっきりしますね。
委員長	別途様式で提出となったら明らかに必須ですから。このテーマを今日決めたく て、委員のお気持ちからテーマ4に「総合的で」という言葉も入れたいというの もわからないでもないですが、事務局提案が良いのではないかと思いますがいかが がでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	では【資料13】については、提案テーマについてはこのような形でいって、採点 方法、【資料14】に関しては次回議論させていただきます。それから【資料15】 についてはいかがでしょうか。
委員	最後の「審査委員会の審査講評をHPにて公開」というのは、ひとつひとつの作 品に対して講評を出すということでしょうか。それとも総評でしょうか。
事務局	他の自治体の例を見ますと両方のパターンがございますので、そこも議論をして いただけますでしょうか。
委員長	いかがでしょう。7名の委員名を出してそれぞれが書くのか総評として書くか。
委員	それはやめた方がいいのではないですか。全体として書くのがよいのではないで すか。
委員長	学会賞などのように名誉を与えるのとは違いますから、個人名での審査評は書か ないということによろしいでしょうか
全委員	異議なし。
委員長	9月の審査会のときに相当いろんな議論が出ますので、それは詳細に記録してい ただいて、その記録の中から審査講評の原案を作って、それを私も責任をもって 見ますけども最終的には各委員の方々が確認する。その間で修正意見をいただく かというプロセスに関しては今後決めるということによろしいでしょうか。
委員	私はできれば採点表をその時点で公開した方が、委員長の負担が軽減できるの ではないかと思います。
委員長	採点表の公開を早くするというのはあると思います。ともかく注目を集める設計 者選定です。
委員	後で出すよりは、最初から出したほうがいいですね。
委員長	まず求められるでしょうし、そういう方向でよろしいでしょうか。 【資料16】についてはいかがでしょう。区民意見の聴取についてです。
委員	この目的は区民の方もプロセスに参加できるということを伝えるものですね。
事務局	はい。
委員	1(3)の「利害関係を有する」とあるのは、ステークホルダーを利害関係と言え という人がいるのだけれども、僕は嫌いで「強い関心を持つ人」と言ってます。
委員	利害の「害」が嫌ですね。ネガティブなことをいって申し訳ないですが、応募者 が自分の事務所を総動員して他の案に共感できないという票を入れてしまう可能 性もあります。建築家にそんな悪い人はいないと思いますけど。
委員長	出てきたものをどう扱うかというのは審査としては我々の判断ですから、組織票 と捉えられるものはそう判断するということだと思うので、それを制限するのは

	難しいですね。
委員	これはオープンになりますか。
事務局	オープンになります。
委員	パブリックコメントと一緒にですね。
委員	パブリックコメントはこういう書き方をすることはないですね。パブリックコメントは通常コメントですね。これだとあきらかに採点できるように定量的に出てきます。
事務局	ここでいう下の自由意見のところだけというのが通常のパブリックコメントになります。
委員長	この表で良いなと思ったのは、共感という言葉なので、良い悪いを言っているのではなく、その人が共感できるかどうかです。共感しているけど施工計画的に全く無理という案はありえるわけです。そういう意味では、テーマごとに細かくはやらなくて良いような気がします。高い環境性能を備えたものか共感できるかできないかと言われても、建築屋さんならわかるけど一般の区民にとって詳細設計図が出ているわけでもない中で判断できないですね。
委員	だったら3つのテーマを選んでいただいて、意見をうかがう。
委員長	総合の共感できる、できないという項目はあって良いと思うのです。それと特にこちらで設定されているテーマが決まっていますというテーマで採点しますというのを公表するので、そのうちの2テーマを選んで採点してくださいという形でどうでしょうか。たぶんみなさんがテーマ5を選んでたくさん書いてくるというのはあると思うので、それはそれでテーマ5の継承ということに関心が高いんだということが分かります。総合と二つテーマを選んでやってください。これ相当歴史に残るプロポーザルですから二時間で議論するのが無理だったのですが、そろそろまとめないといけません。 資料16、17に関してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	以上で大幅に時間を超過しましたが、本日の決定事項については委員の皆様からの了解を得られたということでよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	ありがとうございます。それでは事務局から何かありますでしょうか。
事務局	はい。前回、委員からご質問がございました土砂搬出用について調べて参りましたのでご説明させていただきます。庁舎建設に伴う土砂搬出量についてでございますが、基本構想資料編、配置イメージ案1.2で、本庁舎等の規模68,600㎡から地上部45,000㎡を除いて、地下階の面積を23,600㎡とし計算したところ、約9万立米が想定されます。本委員会で口頭にてご説明させていただきます。続きまして、委員会資料の公表につきまして、第1回審査委員会における公表した資料以外の資料につきましては、順次、審査委員会でご議論をいただいておりますので、次回、第3回審査委員会において、プロポーザル実施要領について、ご議論をいただいた後に、審査の中立・公正の観点から、公表について、ご判断をいただきたいと思っております。本日の資料についてですが、【資料1】の世田谷区本庁舎等整備に係る事業方式については、ご確認をいただき、【資料3】の審査委員会スケジュールについては合意をされたということで、公表させていただいてよろしいでしょうか。

全委員	異議なし。
事務局	ありがとうございます。続きまして【資料3】の第2回審査委員会で決定事項となっており、本日ご了承をいただきました点について確認させていただければと思います。【資料5-1】における応募資格の事前審査を実施すること。また【資料6-1~4】の参加資格において、共同企業体の組成を認めること。また【資料6-1】における表の左側にあります、応募者に求める資格の項目、それから設計者に求める資質の各項目。続きまして【資料8】の一次通過者数5者程度。それから【資料11】及び【資料15】における1次審査において選定した事業者の名前の公表。それから二次審査における公開プレゼンテーション・ヒアリング実施前に二次提案書を公表するとともに区民意見聴取を実施する予定のこと。それから【資料9】一次審査に関わる左側のテーマの部分、それから【資料13】における二次審査の提案テーマについて、こちらを(案)という形で、次回3月1日の区議会地方分権・本庁舎整備対策特別委員会で報告させていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。
委員長	いかがでしょうか、よろしいでしょうか。
事務局	確認ですが、【資料13】の二次審査における提案テーマのテーマ2と4の「庁舎計画」を「庁舎等計画」に修正したものを案としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
事務局	区議会への報告では、今後評価視点を決めていく中で提案テーマの言い回しを変えることもあるかと思しますので、今回は案ということで説明をさせていただきます。
事務局	最後に事務局から事務連絡です。まず1点目でございます。今回議論をいただいた内容につきまして、更にご意見がございましたら2月20日月曜日までにメールでご連絡をお願い致します。それから2点目、次回日程の確認でございます。3月29日水曜日、午前10時から12時まで場所は本日と同じ世田谷区役所第一庁舎5階庁議室でございます。内容としましては引き続きまして評価方法、評価方式についてご審議いただくとともに、プロポーザル公告前の最後の委員会となりますので公告に必要な全ての資料をお示し致します。最後に、本日の議事要旨、会議録につきましては作成次第、委員の皆様にお送り致しますのでご確認よろしくをお願い致します。以上です。
委員長	次回の委員会ですが、午前10時から12時までですが、その後予定が詰まっている方はいらっしゃいますか。
委員	30分くらいなら可能です。
委員	私は欠席です。
委員長	場合によっては9時半から委員会にした方が良いかと思いますがよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
委員長	では、これで閉じたいと思います。遅くまでありがとうございました。

以上